

衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 7 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

・上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）盛山正仁君（自民）、宮崎政久君（自民）、山田賢司君（自民）、北側一雄君（公明）、大口善徳君（公明）、中谷一馬君（立民）、階猛君（立民）、寺田学君（立民）、松平浩一君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

盛山正仁君（自民）

- （1） 本法案の趣旨及び概要
- （2） 民法上の成年と位置付けられた 18 歳及び 19 歳の者を引き続き少年法の適用対象とした理由
- （3） 法制審議会における議論の経過及び全会一致で答申がされたことについての法務大臣の見解
- （4） 「成人」の定義を削除する理由
- （5） 特定少年に係る原則逆送事件の対象範囲を裁判員裁判対象事件としなかった理由
- （6） 特定少年に係る原則逆送の対象とならない事件で重大・悪質なものについて適切に刑事処分を行う必要性
- （7） 特定少年の刑事事件の特例として、不定期刑及び換刑処分の禁止の規定を適用しないこととした理由
- （8） 本法案の周知についての法務大臣の考え

宮崎政久君（自民）

- （1） 基本的な法制度間で 18 歳及び 19 歳の者の法的立場が異なることは整合性及び統一性に欠け国民にとって分かりにくいのではないかとの意見に対する法務大臣の見解
- （2） 国民の多くが少年法の適用年齢の引下げについて賛成であるという世論調査の結果と本法案の内容の関係
- （3） 本法案が被害者を含む国民の理解や納得を得るものとなっているか否かについての法務省の見解
- （4） 少年法に「特定少年の特例」として新たに第 5 章を設けた理由及び 18 歳以上の少年を「特定少年」とした理由
- （5） 特定少年について、ぐ犯による保護処分はしないこと及び保護処分は犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲で行うこととした趣旨
- （6） 犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲で保護処分を行うこととしたことにより保護処分の機能が減退するとの懸念に対する法務省の見解
- （7） 特定少年について、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、刑事事件の特例に関する少年法の規定を原則として適用しないこととした趣旨
- （8） 附則に規定する施行から 5 年経過後の検討の趣旨

山田賢司君（自民）

- （1） 少年の刑法犯の検挙人員は減少しているにもかかわらず、少年による重大な事件が 5 年前に比べて増えていると感じている者の割合が 78.6%であるという内閣府の世論調査から、実際には増えている少年犯罪を検挙できていないだけではないかとの考えに対する警察庁の見解
- （2） 児童生徒の問題行動

- ア 令和元年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果における暴力行為発生件数及びそのうち学校の管理下における暴力行為発生件数並びに警察への通報・告発件数
- イ 学校で他の児童生徒に暴力を振るうなどの犯罪を行った加害児童生徒の健全育成のため、少年法を活用し、早い段階で警察と連携して保護処分を積極的に行う必要性についての文部科学省の見解
- ウ 少年法における「健全育成」の意義
- エ 児童生徒に少年法による処分を正しく認識させるとともに、規範意識を育成する教育を行う必要性
- (3) 年齢によって一律にはなく、個別に加害者本人の性質に着目して可塑性を判断すべきとの考えに対する法務省の見解
- (4) 保護司
 - ア 刑務所出所者は更生できていないという認識を持っているのか否かについての法務省の見解
 - イ 減少傾向にある保護司のなり手を確保し、保護司制度を持続可能なものとするために抜本的な改善を図る必要性
- (5) 4月6日の当委員会で武参考人が述べた、少年法が少年犯罪の抑止になっていないどころか引き金になっているケースもあるとの意見に対する法務省の見解
- (6) 警察から少年犯罪は点数にならないから捜査に力が入らないと言われたとする少年犯罪の被害者遺族の発言についての警察庁の見解
- (7) 保護観察において被害者遺族に対する謝罪や被害弁償に向けた指導の充実強化を図る必要性
- (8) 損害賠償命令制度
 - ア 同制度の趣旨及び少年犯罪の被害者等の同制度の利用の可否
 - イ 家庭裁判所における少年審判についても犯罪被害者等が同制度を利用できるよう見直す必要性
- (9) ぐ犯による保護処分
 - ア 民法上の成年年齢に達することとなる18歳及び19歳の者をぐ犯による保護処分の対象とすることは、罪を犯してもいないのに自由を制限することになり、人権保障の観点から問題があるとの考えに対する法務省の見解
 - イ ぐ犯による保護処分に代わって、若年者が犯罪に巻き込まれないようにするための具体的な支援の在り方

北側一雄君（公明）

- (1) 京都 kongress を無事に終えたことに対する法務大臣の所感
- (2) 本法案
 - ア 本法案において、18歳及び19歳の者を少年法の適用対象とする一方で、17歳以下の者と一部異なる取扱いとした理由
 - イ 直近3年間の18歳及び19歳の者に係る一般保護事件の総人員数、刑事処分相当として逆送された人員数と総人員数に占める割合、原則逆送事件で実際に逆送された人員数
 - ウ 直近3年間の18歳及び19歳の者に係る原則逆送対象事件のうち刑事処分以外の処分がなされた人員数及びその割合
 - エ 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯した18歳及び19歳の者の人員数とその割合
 - オ 本法案によって加えられる原則逆送対象事件の処分選択に当たって、強盗罪のような犯情の幅が広い事案については犯情の軽重を十分に考慮した運用とする必要性についての法務大臣及び最高裁判所当局の見解

大口善徳君（公明）

- (1) 本法案は18歳以上の少年への厳罰化を図るものであるとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 特定少年に係る原則逆送対象事件
 - ア 少年法第20条第2項ただし書とは異なり、改正後の同法第62条第2項ただし書に刑事処分以外の措置を相当と認めるか否かを判断するに当たっての考慮事項として犯行の結果を加える理由
 - イ 原則逆送対象事件の処分選択に当たって、少年の真の謝罪及び反省につながるよう判断する必要性についての法務省の見解
 - ウ 特定少年に係る原則逆送対象事件についても、要保護性に関する家庭裁判所調査官による社会調査及び少年鑑別所による心身鑑別が形骸化することなく十分に行われる必要性
- (3) 特定少年に対する保護処分
 - ア 現行の保護処分との主な異同
 - イ 「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」において保護処分を決定するとしたことは処分の下限を画するものではないことの確認
 - ウ 4月6日の当委員会で須藤参考人が述べた特定少年の試験観察は減少するとの意見に対する法務省の見解
 - エ 改正後の少年法第64条第2項及び第3項がそれぞれ定める少年院に収容可能な期間の範囲内で犯情を考慮して少年院に収容することができる期間を定めなければならないとする趣旨
 - オ 家庭裁判所が決定する少年院に収容できる期間について、要保護性の程度や今後の見込みなど犯情の軽重以外の要素を考慮し、より短い期間を定めることができるか否かの確認
 - カ 未決勾留日数を少年院の収容期間に算入することができるとした趣旨及び算入の基準
- (4) 前科による資格制限の在り方について、若年者の社会復帰を促進するため政府全体として速やかに検討を進め、法改正を含め必要な措置を講ずる必要性についての法務大臣の見解

中谷一馬君（立民）

- (1) 犯罪被害者をなくすためには犯罪が起きないようにすることが必要だとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 本法案の効果
 - ア 本法案が、少年の健全育成と非行少年の矯正につながり、犯罪を予防することで、結果として犯罪をなくすとの目的に資するものであるか否かについての法務大臣の見解
 - イ 本法案は少年法第1条の目的である少年の健全育成により近づくものとなっているか否かについての法務大臣の見解
 - ウ 本法案の社会に及ぼす影響についての法務大臣の見解
- (3) 成人の刑法犯以上に少年事件が減少している要因は、少年法に基づく現行制度が少年の再非行の防止と立ち直りに有効に機能していることにあるとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 推知報道禁止の一部解除
 - ア 推知報道禁止の解除が犯罪抑止につながるか否かについての法務大臣の見解
 - イ 推知報道禁止の解除が犯罪抑止につながるという論証がなされたエビデンスの存否についての法務大臣の認識
 - ウ 特定少年に係る推知報道禁止の一部解除が、その者の社会復帰を妨げ、結果として社会に不利益を与えるとの懸念に対する法務大臣の見解
 - エ インターネットへの掲載が推知報道禁止の対象となっていないことへの対応が求められる中で、特定少年に係る推知報道禁止の一部解除を行うことは世界の潮流や時代の流れに大きく逆行するとの考えに対する法務大臣の見解
- (5) 今後、少年法及び刑事法に関する法制審議会の部会を設置する際には、犯罪加害者家族等の当事者

団体の代表者又は専門的な知見を有する者を委員として加えることが望ましいとの考えに対する法務省の見解

階猛君（立民）

- (1) 黒川元東京高等検察庁検事長に対する処分
 - ア 黒川氏に退職金の自主返納を求める交渉をしない理由
 - イ 法務大臣が主導して黒川氏に退職金の自主返納を求める交渉をする必要性
 - ウ 少年法改正案において、単純賭博罪を犯した 18 歳及び 19 歳が検察の訴追対象になっているのであれば、黒川氏にも厳しく対応して退職金の自主返納を求める交渉をすべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - エ 退職金が自主返納された場合に国会で報告することを約束することについての法務大臣の見解
 - オ 今後退職金が自主返納された場合は国会に報告することの確認
- (2) 黒川元検事長の略式起訴の方針に関する報道の情報源
 - ア 情報源の内部調査、国会へのマスコミと同等以上の情報開示及び不起訴記録の積極開示を検察に行わせる必要性
 - イ 国会へのマスコミと同等以上の情報開示及び不起訴記録の積極開示の要望に対する消極的な回答が検察の信頼回復につながるか否かについての法務大臣の見解
- (3) 河井案里氏らの公職選挙法違反事件における被買収者の処分
 - ア 被買収者の処分状況について検察は説明責任を果たすべきとの指摘に対し受け止めるとの 3 月 10 日の当委員会における答弁の後、法務大臣が行動を起こしたか否かの確認
 - イ 被買収者が再選挙に関わり再び選挙の公正が害されるおそれがある中で、法務大臣が指揮権を行使するなどして選挙前に被買収者を起訴するか否かの結論を示す必要があるとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 本法案においても、特定少年に係る一定の選挙犯罪を原則逆送の対象としているように選挙の公正が重視されているのであるから、選挙の公正への疑念を払拭するためにも被買収者の処分を決めるべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 本法案
 - ア 特定少年に係る原則逆送対象事件の範囲を「死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」とした理由
 - イ 特定少年に係る原則逆送対象事件として個別の罪を列挙することとしなかった理由
 - ウ 改正後の少年法第 63 条で公職選挙法違反を原則逆送対象事件とするのと同様に特定少年に係る原則逆送対象事件は個別に列挙すべきとの考えに対する法務大臣の見解

寺田学君（立民）

- (1) 少年の更生についての義家法務委員長の見解
- (2) 再犯防止
 - ア 本法案は加害少年の心からの謝罪や損害賠償を促進するものとなっているか否かの確認
 - イ 本法案により 18 歳及び 19 歳の者の再犯率が下がるか否かの確認
 - ウ 特定少年がぐ犯による保護処分の対象から外れたことや、原則逆送事件の対象拡大による刑事処分を受けることにより少年院での矯正教育を受ける機会が減るため、本法案では再犯率が上がるのではないかと懸念に対する法務大臣の見解
- (3) 少年法第 55 条に規定する家庭裁判所への移送と推知報道禁止の一部解除
 - ア 少年法第 55 条の趣旨
 - イ 特定少年について、起訴後に少年法第 55 条により家庭裁判所に移送され保護処分を受けることと

- なった場合でも推知報道の解禁により起訴段階で名前が報道されてしまっていることへの懸念をレアケースとして問題視しない法務省の見解の妥当性
- ウ レアケースであるということが少年の更生より報道の自由が優先することの理由となり得るか否かについての法務大臣の見解
- エ 特定少年に係る事件で原則逆送対象の罪として起訴された後に当該罪について無罪となったケースも推知報道が解禁されることへの懸念
- オ 起訴された後も保護処分や無罪となる可能性があるにもかかわらず、起訴段階で推知報道の禁止を解除することの合理性の有無についての法務大臣の見解
- カ 特定少年に係る推知報道の禁止を解除する合理的な時期が起訴時であるか否かについての法務大臣の見解

松平浩一君（立民）

- (1) ぐ犯による保護処分
- ア ぐ犯による保護処分の役割
- イ 現行少年法において、ぐ犯による保護処分の役割が 18 歳以上の少年にも果たされていることの確認
- ウ 特定少年にぐ犯による保護処分を適用しないこととした理由
- エ 18 歳以上の少年にも要保護性があることの確認
- オ ぐ犯による保護処分の対象から 18 歳以上の少年を外すことによる少年自身への利益の有無
- カ ぐ犯による保護処分の対象から 18 歳以上の少年を外すことの立法事実
- キ 18 歳以上の少年に対して、要保護性に基づく保護処分を認めておきながらぐ犯による保護処分の対象から外す理由
- ク ぐ犯による保護処分の対象から 18 歳以上の少年を外すことで少年犯罪が増加するという懸念に対する法務大臣の見解
- (2) 少年法第 49 条に規定する取扱いの分離
- ア 少年法第 49 条の趣旨
- イ 特定少年に係る刑事事件の特例として取扱いの分離の規定を適用しないこととした理由
- ウ 取扱いの分離の対象から逆送された特定少年を外すことに少年自身の利益はなく、その趣旨が国民の信頼を確保するためであることの確認
- エ 取扱いの分離の適用除外を推知報道禁止の解除と同様に公判請求した時点以降としなかった理由

藤野保史君（共産）

- (1) 特定少年に対する保護処分が「犯情の軽重を考慮」することによって、その性質が刑事処分に近づくとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 保護原理に基づく少年法に侵害原理に基づく権利制約が拡大することへの懸念に対する法務大臣の見解
- (3) 原則逆送について刑事処分以外の措置を相当と認めて保護処分とする特段の事情を狭く解釈するとする議論が家庭裁判所調査官を対象とした研究会でなされたことを踏まえて、これと同様の考え方で特定少年に係る原則逆送の運用がなされるか否かについての最高裁判所当局の見解
- (4) 本法案で拡大される原則逆送対象事件に該当する 18 歳及び 19 歳の者の少年事件において実際に逆送を検討したものの件数
- (5) 特定少年に係る原則逆送の運用において、犯情の軽重又は要保護性を踏まえた十分な調査が行えるか否かについての法務大臣の見解

- (1) 本法案の施行期日の確認
- (2) 推知報道禁止の一部解除
 - ア 17歳と18歳の少年の共犯事件において18歳の少年が報道されることで、17歳の少年も推知されてしまう危険性についての法務省の見解
 - イ 17歳の少年が推知されるおそれがある場合には、17歳の少年との関係で18歳の少年に関する報道も推知報道の禁止の対象となり得るとした答弁の根拠条文
 - ウ 共犯の18歳の少年が報道されることにより17歳の少年が推知されるおそれについての法務省の見解
 - エ 17歳と18歳は共に高校の同級生の可能性が極めて高いことから18歳の少年の推知報道禁止を解除することにより、17歳の少年が推知される蓋然性が高いとの指摘に対する法務省の見解
 - オ 推知報道が禁止されている主体
 - カ 本当は正式裁判で争いたくても、推知報道を恐れて、略式裁判を選んでしまう者が出てくるのではないかとの懸念に対する法務省の見解
 - キ 少年法第61条が報道機関による報道も禁止していることの確認
 - ク 同法第61条の法的拘束力
 - ケ 17歳と18歳の少年の共犯事件において、共犯者が17歳以下であることが、特定少年に係る原則逆送の規定における「刑事処分以外の措置を相当と認めるとき」の考慮要素に含まれるか否かの確認
 - コ 17歳と18歳の少年の共犯事件において年齢によって推知報道禁止の規定の適用に差があることを特定少年に係る原則逆送の規定における「刑事処分以外の措置を相当と認めるとき」の考慮要素に含めることの可否についての法務省の見解
- (3) 民法上の成年年齢の引下げの施行期日と本法案の施行期日を一致させる必要性の有無についての法務大臣の見解
- (4) 特定少年の検察官送致決定
 - ア 本法案において、少年法第20条の規定に改正がないことの確認
 - イ 改正後の同法第62条第2項第1号が現行の第20条第2項に相当するものであることの確認
 - ウ 現行の同法第20条第2項と同様の規定が改正後の同法第62条第2項第1号として規定されている理由
 - エ 現行の同法第20条第2項と改正後の同法第62条第2項第1号の適用関係
 - オ 審判時に特定少年である者に改正後の同法第62条第2項第1号が適用されることの確認
 - カ 現行の同法第20条第2項と改正後の同法第62条第2項第1号の適用による差異
 - キ 犯行時は16歳であっても、審判時に18歳以上であれば、特定少年に係る原則逆送の規定が適用されることの合理性に対する法務省の見解
 - ク 現行の同法第20条第2項にあるただし書が改正後の同法第62条第2項第1号にはない理由
 - ケ 改正後の同法第62条第2項第1号を設けるならば、同じ規定である現行の同法第20条第2項は削除をしても良かったのではないかとの考えに対する法務省の見解